様式第５号(第５条関係)

確　認　書

相談者と縁結びサポーターは、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

１　縁結びサポーターの活動に関すること

①　縁結びサポーターは、相談者の結婚活動をサポートし、相談者のお相手探しに努めるが、すぐに相手が紹介できるとは限らず、全く会えない場合もあること。

　　また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。

②　相手探しは、相談者情報一覧表を活用するなど、縁結びサポーター間で相談者の情報を広く共有しながら行うものであること。

③　縁結びサポーターは相手が引き合わせに賛成する場合のみ、紹介することとする。

２　縁結び活動の期間

①　縁結びサポーターは、年度末で原則として支援活動を終了すること。

②　相談者の都合で縁結び活動を中止したいときは、年度末を待たず申し出により中止もしくは登録を取り消すことができること。

③　相談者が縁結びサポーターとのルールを守らない、縁結びサポーターへ過度な負担をかける等、支援活動の継続が困難である場合は、年度末を待たずとも理由を説明した上で、縁結び活動を終了する場合があること。

④　相談者と連絡が取れなくなった場合は、縁結びサポーターの判断で、登録を取り消すことがあること。

３　相談者として配慮すべきこと

①　相談者は、縁結びサポーターが善意で活動している全くの無償ボランティアであることに鑑み、特に金銭的な負担をかける行為は慎むこと（縁結びサポーターから電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。

②　相談者は、縁結びサポーターからの連絡を待つだけでなく、自ら結婚に向けた活動を行うこと。

③　相談者は、お見合いの飲食や会場費、出会いパーティーの参加費など結婚活動に要した費用のうち、自己の分を負担すること。

④　相談者は、引き合わせ後に交際に至った場合、その後の状況について、随時縁結びサポーターに報告すること。

４　個人情報の取り扱い

①　相談者は、縁結びサポーターとの結婚活動により知り得た情報及び事項について、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

②　縁結びサポーターは、活動に際して得た個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

③　縁結びサポーターは、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

５　その他

　　縁結びサポーターが引き合わせた後に発生したトラブルについては、相談者が当事者同士で解決すること。

　　　　　　　年　　　月　　　日

相　談　者

縁結びサポーター

※２部作成し、縁結びサポーターと相談者それぞれが１部ずつ保管するものとする。